

淡路市の妊婦の皆様へ

『母子健康手帳』交付についてのお知らせ

母子健康手帳の交付は、下記の場所にて行っています。

1.時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分
(祝日・休日・年末年始を除く)

※妊婦面談も併せて行っているため一時間程度お時間を
いただく場合がございます

2.場所 淡路市健康増進課 淡路市生穂新島8番地
(淡路市役所 1号館1階 ⑫窓口)

3.持ち物

- (1) 妊娠届出書(医療機関によっては発行しない場合もあります)
- (2) マイナンバー(個人番号)を確認する書類および
身元確認書類(原本)

妊娠届出書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。
ご協力をお願いします。



◆妊婦本人が来庁される場合

①マイナンバー確認書類 + ②本人確認書類

◆代理人が来庁される場合

①代理人の本人確認書類 + ②妊婦のマイナンバー確認書類 + ③委任状

<マイナンバー及び本人確認書類>

マイナンバー確認書類	本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・マイナンバー通知カード(個人番号通知カード) 	<p>(1)1点の提示で可能なもの(顔写真あり)</p> <p>マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、社員証、学生証、障害者手帳、在留カード 又は特別永住者証明書など顔写真付きの証明書</p> <p>(2)2点必要なもの(顔写真なし)</p> <p>健康保険証、各種年金手帳、生活保護受給証、社員証、学生証など顔写真のない証明書、公共料金等の領収書</p>

妊娠届出書のマイナンバーは、どのように使われるの？
災害時に救助の必要な方を把握するなどの活用が予定されています

妊娠届出書にマイナンバーを書くと個人情報漏洩するのでは？
マイナンバーは法律に基づく場合のみ利用するもので、厳重に管理が義務付けられています



裏面もご覧下さい！

お問合せ先 : 淡路市 健康増進課
淡路市生穂新島8番地
TEL:0799-64-2541

<母子健康手帳の交付に合わせて行う手続きについて>

妊婦健康診査費・産婦健康診査費助成券

妊婦健康診査、産婦健康診査に係る費用の一部を公費負担する助成券を交付しています。
県内指定医療機関でご利用いただけます。

助成券を受け取る前に妊婦健康診査を受診した方はその際の領収書と明細書、
振込口座がわかるもの(通帳など)・印鑑(シャチハタ不可)も併せてご持参下さい。

妊産婦歯科健康診査受診票

1回の妊娠に、2回まで無料で歯科健診を受けることができます。
1回目は出産まで、2回目は妊娠中から
産後1年(1歳の誕生日)まで受けることができます。
妊婦健康診査費助成券交付時にご案内します。

歯周病菌による
流・早産予防のため
妊娠中に必ず歯科健診を
受けましょう♪



妊婦さんへの面談と出産応援給付金

妊娠届出を行い、保健師・助産師の面談を受けた妊婦さんを対象に給付金を支給します。
※代理人の方の場合、後日妊婦さんと面談を行います。

- 手続きに必要なもの
振込口座がわかるもの(通帳など)

新生児聴覚検査費助成券

新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し、早期に適切な治療や援助につなげるため、新生児の聴覚検査に要する費用の一部を公費負担する「新生児聴覚検査費助成券」を交付しています。
県内指定医療機関でご利用いただけます。

転入された方で、母子健康手帳を既にお持ちの方はご持参下さい。

上記の申請は、下記の場所にて行っております。

- 時 間：月曜日から金曜日 8時30分から17時15分(祝日・休日・年末年始を除く)
- 場 所：淡路市健康増進課 淡路市生穂新島8番地(淡路市役所 1号館1階⑫)